

「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の一部改正（案）に対する意見の概要
及びそれに対する考え方

No.	意見の概要	考え方
1	<p>土木建築及びその資材等関係, 液晶テレビジョン受信機, 固定電気通信, ブロードバンドサービス, 移動電気通信, パソコン用基本ソフト, 統合オフィスソフト, 国内定期航空旅客運送, 宅配便運送, ダストコントロール, 医療事務代行などについては, 直ちにその該当性についての公表を行って素早く調査・指導を行えるようにすべきである。また, いくつかの懸念事業分野については早期あるいは常時その公示・公表を行うようにすべきである。もしそのような公表が改正と同時に行われなければ, 本改正には反対である。(個人)</p>	<p>今般, 国内向け供給価額及び供給量に関する独自調査を廃止することにより, 「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の別表の作成・公表は行わないこととなりますが, 公正取引委員会が必要に応じてこれまでも行ってきた経済実態を把握するための調査を行う中で, 独占的状态のうち, いわゆる市場構造要件(国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件)に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野への該当性が認められる場合には, その旨も公表することとしているところ, このような手法を通じて, 独占的状态に対する監視を引き続き行っていくことに変わりはありません。</p>

(注) その他「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の内容には関係しない意見が2件あった。